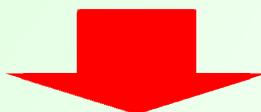


労働者にとっての働き方の改革を！② 「改正労基法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ！

「改正労働基準法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ（『申第34号』）について、要求2項目と要求の根拠を、前回に引き続き明らかにします。

2. インターバル規制は、鉄道の正常な運行に支障をきたす可能性があり、ただちに導入する考えはないとのことだが、乗務員の健康管理と鉄道の安全確保のためにも、**乗務員の予備月にも在宅休養時間を厳守すること。**



現行の乗務員の予備月は、在宅休養時間が適用外になっています。在宅休養時間が不足すれば、乗務員の健康に重大な影響を及ぼします。

他の交通機関等でも、睡眠不足や疲れが取れない状態で業務に就き、それが原因となって、大きな事故が発生し、多くの犠牲者が出ています。

特に新幹線乗務員は、**予備月が3ヶ月と期間が長く、睡眠不足や疲労蓄積が続きます。**それにプラスして、本人の同意なき一方的な休日出勤がやられます。それによって、列車の安全運行にも支障をきたすことは言うまでもありません。

さらに、**新幹線乗務員は生活設計が立てられません。**なぜなら、勤務（行路）や年休の確定は5日前であるからです。

会社は「安全最優先」「お客様の安全」と言うならば、**社員の健康とゆとり**を守らなければなりません。これは単に労働条件改善の要求のみではなく、会社の信用を守るための要求でもあります。